



あゆみ通信

堺市堺区向陵中町4丁4番7号 TEL072-254-5755

◆～新年のご挨拶～

明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。



本年も変わらないお付き合いの程、よろしく願い申し上げます。

さて、前号の「私事」の続きとなりますが、念願の徒歩通勤が実現して、1年となります。

前半は、近いから「日曜の休日確保」を実現。後半は、近いから「日曜もお構いなしで事務所に来る」ことになりましたが、通勤時間・距離が短くなった分、仕事をする時間が増えたか、家でゆっくりする時間が増えたか、そのどちらかであることは間違いありません。

文字通り、ほぼ「家と事務所の往復」の毎日ですが、思いのほか快適です。

引っ越しは大変でした。普段は『業務』として携わる契約関係。住所変更の手続きに、何よりも、前自宅の売却は最大の難題。

業者さんに任せておけばいいのに、自分で「プリントパック」にチラシを発注して、新聞への折り込みを手配してみたり…感情が入ると、人は合理的な判断ができなくなるものです。しかし、それもこれも全てが「司法書士」としての日常につながる経験。自分が考えて、行動して、体験したことではないと、お客様の立場を心底理解することはできないのではないかと、改めて感じた次第です。

仕事のために、仕事の経験は大事ですが、プライベートの経験も大事。そんなことで、本年もよろしく願いいたします。

司法書士 吉田浩章

吉田事務所のLINE公式アカウント。お客様との事務連絡用に、便利に使っています。アカウント名は「@y5755」。よろしければ「お友達」登録していただき、メッセージを送って下さい



本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「株式会社の『みなし解散』とは」
- 山下の「何でもやってみよう！」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識「『人生会議』とは」
- Q&A「名義変更の費用を知りたい」
- 4コマまんが「便利なYouTubeTV・・・」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

あけましておめでとうございます。事務の栗野です。本年も平和な年でありますように・・・(^人^)
今回は、「ワッツ」の株主優待を紹介します☆100株以上でワッツセレクト（自社製品10品程度）が頂けます。（絆創膏、スポンジ、単3単4乾電池、除菌ウェットティッシュ、掃除シート、綿棒、洗濯バサミ等）
ストックがあると（慌てなくて良いので）便利な品が入っています。（ちなみに、「ワッツ」は聞き慣れない会社名ですが、三国ヶ丘駅2階にもある100円ショップを運営する会社です）



令和元年12月30日現在の株価は100株607円（購入は100株単位）。配当は100株で年間1,000円（税引前）で、配当利回りは約1.65%です。栗野 恵

【優待メモ】株式会社ワッツ（東証1部上場）。権利確定月は8月（年1回）です。

◆法律コラム－株式会社の「みなし解散」とは

最後の登記から12年が経過している株式会社については、法務局が職権で「みなし解散」の登記を入れる処理が行われています。

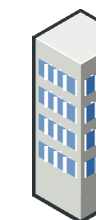
平成14年までは不定期でしたが、平成26年からは令和元年度まで、毎年行われており、株式会社にとっては、身近な問題となっています。

なぜ「12年」とされたか。それは、株式会社の役員の任期が「最長10年」とされているためです。会社さんにすると、『うっかり』役員変更登記を忘れたがために、みなし解散の対象となることもあれば、すでに事業活動は停止されてい

て、「みなし解散ありき」で登記をそのままに放置されている例もあります。



「10年」の期間は長いです。司法書士としては、「管理しておいてください」と言って下さるお客様、継続的に付き合いのあるお客様であればご連絡しやすいですが、ご案内をしようかと登記簿を閲覧したところ、すでに解散されていたり、社長が亡くなられていたことを知ることもあります。一方では、「今まで頼んでいた司法書士が廃業していて・・・」という声も聞きます。



◆山下の「何でもやってみよう！」

明けましておめでとうございます。司法書士の山下です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。昨年は令和という新しい年号の幕開けをきっかけに、「古事記」片手に、「日本」の神話の舞台を巡る旅を始めました。天照大御神が隠れた天の岩屋戸のある宮崎県高千穂町、神武天皇が東征のときに船出した日向市など。訪れる各地方に伝わるおはなしと、厳かで清々しい風景に心動かされ、今年も神話の旅を続けます！
テーマのある旅は、話題の少ないわが夫婦にとっていい刺激となっています。是非、皆様も（笑）。時代の変遷もなんのその、穏やかに施設で過ごされている被後見人さんに手触りのいいぬいぐるみと絵本を届けました。元絵本作家だったその方は、ぬいぐるみを両手で胸に抱き、よしよししながら目を細めていました。今年も小さな幸せが人々の胸に灯りますように。



山下千恵子

◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

あけましておめでとうございます。司法書士の岸野です。本年もよろしくお願いいたします。昨年は、夏休みに、福岡で子供の保育園の同窓会に参加し、その後、壱岐島、ハウステンボスへと行ってきました。長男が生後すぐから4歳まで福岡にいましたが、その時期は一番年子育児が大変だったにもかかわらず、同じように働くママ友と飲んだり（笑）遊んだりした楽しい思い出しか残っていないです。子供達もすっかりお兄ちゃんお姉ちゃんとなり、それでもなんだか幼馴染な感じで、すぐに打ち解けて楽しい時間となりました。福岡弁と大阪弁で話しているのが可笑しくて。春には長男は中学生になります。今年は、親子共々、新しい環境にドキドキ・ワクワクする1年になりそうです。迷いなく野球部に入るそうですが。。もうドロドロ練習着は自分で洗って欲しい。



岸野恵子

【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所（JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く）

TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

三重県・鳥羽から船で15分程の距離にある離島『答志島』。

鳥羽までは、近鉄の観光特急「しまかぜ」の席が取れたので初乗車。近鉄特急のネット予約は、簡単で便利です。



7月末の台風通過の日で、乗る予定だった市営の定期船は運休。チャーター便での上陸となりました。



期待していた「きれいな海の景色」を部屋から見る事ができませんでしたが、刺身の他、食事は超豪華（夕食は部屋食）。宿泊は「島で一番だ」と思った『中村屋』を選びました。それでも料金は16,200円。温泉もあって、ゆったりとした時間を過ごすことができます。



鳥羽に戻る船の中で、晴れてきました。これが、結婚後、夫婦で『100回目』となる旅行になります。

◆マメ知識—「人生会議とは」

厚生労働省が『人生会議』の啓発活動のためにお笑い芸人のポスターを作ったところ、批判を浴びて大炎上、という騒動がありました。

『人生会議』とは、「もしものときのために、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組」のこと、とされています。

人の死というのは、誰もが100%の確率で訪れることなのに、『死』について具体的に考えておくこと、家族で話をすることを「不謹慎」だとしていた面がありそうです。それと、「経験したことの無いことだから分からない」という面もあるでしょう。



司法書士は、後見人等として人生の最期に関わらせてもらっています。『人生会議』の重要性は、身に染みて感じているところです。

◆Q&A 不動産名義変更 —「名義変更の費用を知りたい」

Q:「不動産の名義変更をしたい」のですが、必要な費用を教えてください。

A:①「名義を変える原因(名目)」は何になりますか。「相続」ですか、「贈与」ですか、それとも「売買」ですか。

②不動産の登記事項証明書と、固定資産評価額が分かる書類がないと、お答えすることができません。

ポイント

「名義変更をしたい」「名義変更の費用を知りたい」というお問い合わせは、よくあります。素朴なご質問なのだと思います。

しかし、不動産の名義は、何らかの法律行為(登記の原因)があつて変えられるもので、例えば、下記のような内容が考えられます。

- 亡くなられたことによる場合は「相続」
- 対価が支払われるのなら「売買」
- 無償による譲渡であれば「贈与」
- 離婚に伴う清算であれば「財産分与」

司法書士としては、ご事情を聞き出して、その場合に当てはまる登記の内容を考えるとところからスタートします。

司法書士の報酬はすぐにお答えできても、名義変更に必要な登録免許税は、固定資産評価額に対して「△%」と決められています。それは、登記の内容によって異なります。

また、「不動産取得税」や「贈与税」が課税される心配はないのか、という検討も必要ですので、「書類を拝見しないと、お答えができません」という、冷たい受け答えをすることもするのは、登記費用は「報酬より実費次第」という面が大きいためです。



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

「嫌われる勇氣」(岸見一郎・古賀史健著)

内容はタイトルと違って、アドラー心理学を分かりやすく伝える本。



帯には『大切な人に贈りたい本として話題沸騰』とありますが、その通りの内容です。

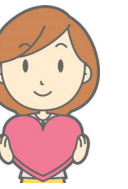
「青年」と「哲人」の対話形式で、本来は難しいはずの心理学の世界を、事例を出しながら教えてくれています。

- 『自慢は劣等感の裏返し』
- 『人生は他者との競争ではない』
- 『子供が非行に走るの親への復讐である』
- 『他者から承認を求めることを否定します』

話など、とても分かりやすいです。読んでいるうちに、面白くなって、止まらなくなりました。

人にどう評価されようが、気にせず、自分の自由に生きていく。それでいて社会のお役に立てるような生き方。それができていると、実感できるような生き方ができたら最高ですが、さて...

吉田浩章



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
http://www.office-yoshida.net



★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
 - ・不動産の登記(売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等)
 - ・会社の登記(会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等)
 - ・遺産承継の手続き(預貯金・証券会社の相続手続き等)
 - ・個人の債務整理(自己破産、個人再生、任意整理等)
 - ・家庭裁判所への提出書類作成(成年後見、相続放棄等)
- 行政書士業務—遺言書や公正証書の起案、各種契約書作成等

★営業時間: 平日9時~18時(事前予約制。時間外の対応も可)

【編集後記】長い間空き地だった、事務所の向いの土地。清恵会病院の跡地では、建物を建築する工事が進んでいます。建築基準法による掲示では『建築主:株式会社桜珈琲』。桜珈琲ということは、「あの桜珈琲が三国ヶ丘に??」と、勝手に楽しみにしているところ(=今のところ、同社のサイトには記載なし)です【吉田】

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様にお送りしています。

今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール(yoshida-houmu@nifty.com)かお電話にてお知らせ下さい。

